

Q6-12:労働組合法は強制加入を採っていますか、それとも自由加入ですか。

＜労働組合の現行規定＞

1. 労働組合法第7条により、下記の状況に該当する労働組合組織においては、従業員は組合に加入しなければなりません。
 - (1) 同一工場、同一事業単位の組合
 - (2) 会社法に規定されている支配および従属関係にある企業の組合
 - (3) 金融持株会社法に規定されている金融持株会社とその子会社内の従業員から組織された組合
2. 労働組合法第14条により、雇用者を代表し管理権を行使する管理者の場合、組合に加入することはできません。ただし、労働組合の定款に当該管理者の加入ができると規定されている場合、この限りではありません。
3. 労働組合法施行細則第12条により、雇用者を代表し管理権を行使する管理者を企業の組合の発起人とすることはできません。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwCLegal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。